

独立行政法人奄美群島振興開発基金
平成23年度業務実績評価調書

平成24年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項 目	評定結果 (前回)	評定理由	意見
第二期中期計画	平成23年度計画		
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	1. 業務運営の効率化に関する年度計画		
<p>(1) 業務運営体制の効率化</p> <p>① 中期目標期間中に1名以上の定員削減を行う。また、審査部門と期中債権管理部門の一元化により事業者の起業段階からその後の経営安定までの支援体制を強化するとともに、長期延滞債権等特別に管理を行うことが必要な債権の集中管理の徹底を図り、効率的かつ効果的な業務運営体制に向けて、組織体制・人員配置の見直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">審査の厳格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会の活用を図る。</p> <p>② 審査情報のデータベース化、集約化の推進等により審査事務の効率化・高度化を図る。</p>	<p>(1) 業務運営体制の効率化</p> <p>① 効率的な業務運営体制に向け、以下の内容を含む組織体制・人員配置の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務課において、担当職員が審査から期中管理まで一般的に担当する地区別担当制に引き続き取り組み、資金需要の動向把握、相談機会の増加を通じ、地域金融機関として効果的な業務運営を行う。 ・業務課・管理課の債権管理業務において、回収計画の立案、督促等の実行、結果のフォロー、一等地権管理サイクルを確実に実行するとともに、情報を共有、回収方策の多方面から検討及び回収実績の向上を図る観点から債権管理委員会を定期的な協議を行う。 ・保証及び融資の利用者にかかる経営及び再生支援を行うための「事業者再生支援委員会」を活用し、事業者の経営維持・安定、事業再生を積極的に支援する。 ・役員会で組織体制・人員配置・定員の見直しについて定期的な協議を行う。 <p>② 審査の厳格化を図るため、理事長以下を構成員とする審査委員会において、保証及び融資に係る全申込案件を審査する。</p> <p>③ 審査業務のコスト削減を図る観点から、保証・融資業務の実施に要する電算システムの効率化・集</p>	A (A)	<ul style="list-style-type: none"> ● 効率的な業務運営に資するため、業務課において引き続き地区別担当制を導入し担当職員が審査から期中管理まで一般的に担当することで、地域密着の度合いの向上に努めている。 ● 業務課・管理課において、回収計画の立案、督促等の実行、結果のフォロー等債権管理サイクルを確実に実行するとともに、情報の共有、回収方策の多方面から検討及び回収実績の向上を図る観点から債権管理委員会を定期的な協議を行っている。 ● 平成19年6月1日に設置した「事業者再生支援委員会」を活用し、20事業者に対して経営維持・安定、事業再生の支援を実施している。 ● 効率的な業務の実施を図るため、組織体制・人員配置について役員会で協議を行い、人事異動等への反映を行うとともに、定員の見直しについての検討を行っている。 ● 審査の厳格化を図るため、全案件を審査委員会で審議している。 ○ 審議案件(23年4月～24年3月) ※ () は前年度実績である。 保証：135件(112件) 融資：111件(96件) 計：246件(208件) ● 審査事務の効率的な運営を図るため、電算機器の更新に伴う社内LANの再整備・改善、融資条件等にかかる点検シートの改善、管理業務における各種データ帳票の改善を実施する

③ 金融機関としての質的向上を図るため、外部の研修プログラム等を活用した職員の研修や資格取得を推進する。

④ 奄美基金内部の評価・点検チームによる自己評価を行い、評価結果を業務運営に反映させる。

⑤ 内部統制の確立に向け、コンプライアンス委員会の活用等によるコンプライアンスの徹底、内部検査、監事及び会計監査人による監査の強化、財務内容等の情報開示の充実等により、実効ある業務運営体制を構築する。

約化の推進に努め、情報の一元管理を図るとともに事務処理の迅速化を図る。

④ 金融機関としての質的向上を図るため、研修計画を策定し外部の専門機関等研修プログラム等を活用して年間4名以上の職員研修を行うとともに業務上の資格取得を推進する。また、民間金融機関等とのノウハウを活用し、役職員の活用等により金融知識の充実に努め、地域金融機関との役割強化を図り、金融機関と強化と組織力の向上を図る。

⑤ 奄美基金内部に設置した横断的な業務評価・点検チームにて毎月20日に行う。また、必要に応じて有識者を活用し、自己評価を行う。

⑥ 内部規程の整備・見直しやコンプライアンスに関する研修等を定めたコンプライアンス実施計画について、コンプライアンス委員会等で定期的な協議を行い、役員参加による研修会の実施及び資料配付等による啓発・周知の強化に努めるとともに進捗状況の把握及び役員会への報告等を実施し、コンプライアンスの徹底を図る。

とともに財務諸表を含む審査情報のデータベース化を図っている。

● 職員の資質向上を図るため、年間延べ13名の通信講座の受講及び外部機関の研修を行っている。また、研修結果については資料及びレポート等により各課職員への周知を行っている。

① きんざい通信講座（平成23年7月～）

【1ヶ月コース】

○ テーマ：3級FP技能士・実技受験対策講座

○ 受研者：業務課1名

【3ヶ月コース】

○ テーマ：3ヶ月マスター税務コース、よく分かる証券外務員一種・二種・内管試験対策講座、債権管理・回収実践対策講座（2名）、簿記マスター講座3ヶ月コース（2名）、新3級FP技能士・学科+実技受験対策講座（3名）

○ 受研者：業務課3名、管理課4名、出先事務所2名

【4ヶ月コース】

○ テーマ：不動産知識講座、2級FP技能士・学科+実技受験対策講座

○ 受研者：業務課2名

② 鹿児島地方法務局管内訴訟事務担当者研修（平成23年10月18日）

○ テーマ：訴訟制度、民事訴訟法入門、訴訟制度の処理について

○ 受研者：管理課1名

● 奄美基金内部に設置した業務の評価・点検チームにより、業務運営体制等の協議を延べ21回行い、その結果、融資業務における貸付金利の見直し措置等について（※1）、行政刷新会議における独法見直しにかかる諸課題について（※2）、本部の人員体制の見直しについて（※3）等の検討、協議を行っている。

（※1）

○ 現行の金利体系の見直し及び地域内の優良企業、重点政策分野に携わる企業に対する優遇金利の適用についての検討を行っている。

（※2）

○ 行政刷新会議における独法見直しの議論等を踏まえ奄美基金の役割、事業の状況及び課題とされている項目について検討、協議を行っている。

（※3）

○ 本部の人員体制について検討を行い、非常勤職員の見直し及び電算専門職員の受入等について役員会等への報告を行っている。

● 実効ある業務実施体制の構築を図るため、「コンプライアンス委員会」での協議を実施した（開催回数5回）ほか、コンプライアンス関係規程及びマニュアルの改正を行い（平成24年2月）、コンプライアンス体制の強化に努めている。また、内部検査規程に基づき、出先事務所等に対する内部検査（平成24年2月）を実施している。

● その他内部統制の確立に向け、下記の取組を行っている。
・定期的に開催される定例会等において、年度計画とその実施状況について役員会での協議を行い情報の共有に努めると

また、内部検査、監事及び会計監査人による監査の計画的な実施、指摘された改善事項の事後検証を確実に実行するなど、実効業務運営体制を構築する。

⑥ 調達方式の適正化を図るため、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況を公表し、フォローアップを実施するとともに、監事及び会計監査人による監査においてチェックを受ける。

⑦ 調達方式の適正化を図るため、随意契約による競争性及び透視得ない場合を除き、競争性及び透明性を確保する観点から策定した随意契約見直し計画を踏まえた取組状況を公表し、フォローアップを実施するとともに監事及び会計監査人による監査において入札及び契約の適正な実施についてチェックを受ける。

ともに、業務の適切な実施に必要な事項について、随時、指示を行っている。

・役員会において、業務遂行にあたっての重要事項の協議を行い、リスク・問題点の把握・対応を行っている。また、定例会における協議も併せ、これら会議の中で、保証・融資実績、求償権回収実績、延滞貸付金回収実績、延滞債権対応策及び収支実績等の計画対比での分析・検討を行っている。協議（取組方法の改善、人員配置等）を実施している。

また、業務プロセスの改善等について、理事長主導により内部研修を行い業務改善、具体的手法の見直し及び計画達成に向けての取組を実施している。更に、24年度から開始する事務体制の全体的な見直し（事務フローの整理、マッピング、事務リスク管理等）及び内部統制確立・強化のための協議等を実施している。なお、引き続き、全職員に対し定期的にニュースレターを配付し、連絡事項の周知徹底及び業務改善、コンプライアンス等の啓発に努めている。

●監事は、「内部統制に関する事項」、「契約に関する事項」等を含む業務運営状況及び理事長の内部統制の整備・運用状況を含めた役員の職務執行状況等について、役員会での意見交換等も通じ、監査を適切に行っており、この結果、監事監査報告書における指摘等は特になされていない。

●会計監査人による財務諸表等に対する監査も適切に行われており、この結果、会計監査人の監査報告書における指摘等は特になされていない。

●随意契約の見直し状況については、以下のとおり取り組んでいる。

○平成23年度における一般競争、指名競争の実績は一般競争が1件（16.7%）、4,725千円（34.8%）あり、少額随意契約（「会計法」及び「予算決算及び会計令」に準拠）以外の契約状況については、

・随意契約（4件（66.6%）、3,867千円（28.5%））
（22年度：4件（80.0%）、3,879千円（39.7%））

※財務諸表の官報公告など供給を行うことが可能な業者が1件の場合等であり、一般競争に付することが困難であるため。（経理規程第18条第1号の規定に基づいて実施。）

・企画競争・公募（1件（16.7%）、4,988千円（36.7%））
（22年度：1件（20.0%）、5,880千円（60.3%））

※監査契約であり、独立行政法人通則法の定めにより、会計監査人を主務大臣が選任することとなっている。

※当基金役員2名（理事、総務企画課長）、外部審査委員1名（弁護士）からなる会計監査人候補者選定委員会において、スコアリング表により審査を実施するとともに監事の同意を得て主務大臣に候補者名簿を提出している。なお、主務大臣より選任した旨の通知が到着後、ホームページ上で応募者の審査結果、選考基準を公表している。

となっており、随意契約によることがやむを得ない契約のみである。なお、契約事務の執行体制や平成23年度の随意契約4件及び企画競争・公募1件について監査が行わ

れ、随意契約について、真にやむを得ないものであると認められたこと等から、平成23事業年度に係る監事監査報告書及び会計監査人の監査報告書において、特に指摘等はなされていない。

○契約制度については、「経理規程」、「契約事務取扱細則」及び「契約公表基準」において、契約方式、契約事務手続、公表事項等、国の基準に準じたものとなるよう定めている。

○このままでは企画競争・公募を行った実績はあったが、当基金の事業内容、規模等から総合評価方式に適した案件がなかったため、要領、マニュアル等未整備となっている場合が、今後、このようない契約に適した契約案件が生じる総合評価方式の運用マニュアル」を制定した。また、同様に契約程の再委託の例もないことから、契約書のひな型や内部規程等のようない措置事項は特に定められていないが、今後、この月1日付で「再委託の適正化を図るための運用基準」を制定している。

○当基金では、平成22年6月作成の「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、売買、貸借、請負その他契約をなす場合において競争性及び透明性を確保するものとし、随意契約の適正化競争を促しているところである。平成20年度において企画競争を実施した結果、一者応募となっているものについて、応募者数を増やし、実質的な競争性を確保するため、引き続き下期のとり改善方策を進めている。

・公告期間
公告は、当基金のホームページ上で企画書の公募を行うこととし、期間は2週間としていたが、3週間に延長するなどの制度改正を行ったうえで平成21年度に公告を実施したところ4者から応募があり、更に平成22年度において5者、平成23年度においては7者の応募があった。

○「随意契約等見直し計画」において、これまで随意契約だったものから競争入札に移した事例はない。工事等の発注・高額の資産の購入等、対象となる契約がなかったことから官民競争入札は導入していない。

○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえ、当基金監事1名、外部有識者2名（税理士、司法書士）からなる契約監視委員会を平成21年12月10日に設置した。なお、平成24年6月1日に第3回契約監視委員会を開催し、平成23年度に締結した競争性のない随意契約及び競争入札等を実施した契約について点検を行い、指摘はなされていない。

○ホームページによる公表状況は以下のとおりである。
・平成23年度に締結した「競争性のない随意契約」に係る情報：平成24年6月5日
・第3回契約監視委員会の議事要旨：平成24年6月13日

項 目		評定結果 (前回)	評定理由	意見																																																												
第二期中期計画	平成23年度計画																																																															
<p>(2) 一般管理費の削減</p> <p>① 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、中期目標期間の最後の事業年度において、第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で15%以上に相当する額を削減する。</p> <p>② 人件費(退職手当等を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>③ 給与水準の適正性について検証し、その検証結果や適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>(2) 一般管理費の削減</p> <p>① 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、以下の措置を講じ、第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で9%以上に相当する額を削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費について、各課の連携による出張体制の合理化を図るとともに全般的な見直しを行うことにより抑制を図る。 ・各種経費について、役職員に対し、定期的な周知を行い、コスト意識を徹底させる。 <p>② 人件費(退職手当等を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成17年度比で6%以上に相当する額を削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当について、20%削減を維持する。 ・定期昇給等の見直しを行う。 <p>③ 年度全体の支出計画を基に月毎、四半期毎の支出計画を作成し支出管理担当者により、計画と実績について毎月、役員会及び役職員で毎月の業務実績、計画の進捗状況等の確認を行う定例会に報告し協議を行う。</p> <p>④ 給与水準の適正性について検証し、その検証結果や適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	S (S)	<p>● 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、年度計画(対20年度計画比で9%以上削減)を上回り24.5%の削減となっている。なお、人件費(退職手当等を除く。)については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し等により、年度計画(対17年度比で6%以上に相当する額を削減)を大幅に上回り14.6%の削減となっている。</p> <p>(単位:百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>20計画(A)</th> <th>23計画(B)</th> <th>B/A-1 (対20計)</th> <th>23実績(C)</th> <th>C/A-1 (対20計)</th> <th>C/B-1 (対23計)</th> <th>22実績(D) (参考)</th> <th>C/D-1 (対22案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>40</td> <td>36</td> <td>$\frac{\Delta 9.0}{(\Delta 4)}$</td> <td>30</td> <td>$\frac{\Delta 24.5}{(\Delta 10)}$</td> <td>$\frac{\Delta 17.0}{(\Delta 6)}$</td> <td>36</td> <td>$\frac{\Delta 15.9}{(\Delta 6)}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 一般管理費総額の状況</p> <p>(単位:百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>20計画(A)</th> <th>23計画(B)</th> <th>B/A-1 (対20計)</th> <th>23実績(C)</th> <th>C/A-1 (対20計)</th> <th>C/B-1 (対23計)</th> <th>22実績(D) (参考)</th> <th>C/D-1 (対22案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>249</td> <td>240</td> <td>$\frac{\Delta 3.7}{(\Delta 9)}$</td> <td>214</td> <td>$\frac{\Delta 14.1}{(\Delta 35)}$</td> <td>$\frac{\Delta 10.8}{(\Delta 26)}$</td> <td>210</td> <td>+ 2.1 (+ 4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>《総人件費改革の取組状況》</p> <p>(単位:百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準年度 (17年度)</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費支給額</td> <td>152</td> <td>151</td> <td>140</td> <td>131</td> <td>125</td> <td>122</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>削減率</td> <td></td> <td>$\Delta 0.7$</td> <td>$\Delta 8.0$</td> <td>$\Delta 13.6$</td> <td>$\Delta 17.9$</td> <td>$\Delta 19.5$</td> <td>$\Delta 14.6$</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般管理費総額及び人件費が前年度実績に比して増加した要因は、22年度においては役員(理事長、理事)が年度途中に就任したため報酬が満額支給ではなかったが、23年度においては満額支給となったこと、新規に職員を1名採用したこと、3名の昇格者があったこと及び定期昇給等である。</p> <p>【これまで講じた給与の見直し等】(注) _ が23年度の見直し等</p> <p>(役員 の 俸給月額)</p> <p>理事長: 7 8 4 千円(15計画)</p> <p>↓</p> <p>7 7 5 千円(独法前)</p> <p>↓</p> <p>6 9 7 千円(独法後)※経営改善策 ($\Delta 7 8$千円/$\Delta 1 0. 1$%)</p> <p>↓</p> <p>6 9 4 千円(17年12月)※人事院勧告 ($\Delta 3$千円/$\Delta 0. 4 3$%)</p> <p>↓</p> <p>6 9 1 千円(21年12月)※人事院勧告 ($\Delta 3$千円/$\Delta 0. 4 3$%)</p> <p>↓</p> <p>6 8 9 千円(22年12月)※人事院勧告 ($\Delta 2$千円/$\Delta 0. 2 9$%)</p>		20計画(A)	23計画(B)	B/A-1 (対20計)	23実績(C)	C/A-1 (対20計)	C/B-1 (対23計)	22実績(D) (参考)	C/D-1 (対22案)	一般管理費	40	36	$\frac{\Delta 9.0}{(\Delta 4)}$	30	$\frac{\Delta 24.5}{(\Delta 10)}$	$\frac{\Delta 17.0}{(\Delta 6)}$	36	$\frac{\Delta 15.9}{(\Delta 6)}$		20計画(A)	23計画(B)	B/A-1 (対20計)	23実績(C)	C/A-1 (対20計)	C/B-1 (対23計)	22実績(D) (参考)	C/D-1 (対22案)	一般管理費	249	240	$\frac{\Delta 3.7}{(\Delta 9)}$	214	$\frac{\Delta 14.1}{(\Delta 35)}$	$\frac{\Delta 10.8}{(\Delta 26)}$	210	+ 2.1 (+ 4)		基準年度 (17年度)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	人件費支給額	152	151	140	131	125	122	130	削減率		$\Delta 0.7$	$\Delta 8.0$	$\Delta 13.6$	$\Delta 17.9$	$\Delta 19.5$	$\Delta 14.6$	
	20計画(A)	23計画(B)	B/A-1 (対20計)	23実績(C)	C/A-1 (対20計)	C/B-1 (対23計)	22実績(D) (参考)	C/D-1 (対22案)																																																								
一般管理費	40	36	$\frac{\Delta 9.0}{(\Delta 4)}$	30	$\frac{\Delta 24.5}{(\Delta 10)}$	$\frac{\Delta 17.0}{(\Delta 6)}$	36	$\frac{\Delta 15.9}{(\Delta 6)}$																																																								
	20計画(A)	23計画(B)	B/A-1 (対20計)	23実績(C)	C/A-1 (対20計)	C/B-1 (対23計)	22実績(D) (参考)	C/D-1 (対22案)																																																								
一般管理費	249	240	$\frac{\Delta 3.7}{(\Delta 9)}$	214	$\frac{\Delta 14.1}{(\Delta 35)}$	$\frac{\Delta 10.8}{(\Delta 26)}$	210	+ 2.1 (+ 4)																																																								
	基準年度 (17年度)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																																																									
人件費支給額	152	151	140	131	125	122	130																																																									
削減率		$\Delta 0.7$	$\Delta 8.0$	$\Delta 13.6$	$\Delta 17.9$	$\Delta 19.5$	$\Delta 14.6$																																																									

地域手当既受給者の異動に伴う支給措置の廃止
(19年4月) ※経営改善策

(職員の特別手当)

支給率：4.65月(15計画)→4.40月(独法前)
→4.45月(17年度)※人事院勧告(+0.05月)
→4.15月(21年度)※人事院勧告(Δ0.30月)
→3.95月(22年度)※人事院勧告(Δ0.20月)

(本部職員の特地勤務手当)

俸給月額×12%(15計画、独法前)→俸給月額×9%(17年度)
※経営改善策
→俸給月額×6%(18年度)
※経営改善策
→俸給月額×3%(19年度)
※経営改善策
→廃止(20年度)
※経営改善策

[参考]平成23年度役職員の報酬・給与等公表資料より

【対国家公務員ラスパイレス指数(事務・技術)】

○指数の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
指数	113.7	108.5	106.0	101.2	101.4	96.2	93.4	95.0

○給与水準の適切性の検証

・国からの財政支出について
支出予算の総額に占める国からの財政支出割合 6.6%
(国からの財政支出額(出資金)200,000千円、支出
予算の総額3,013,809千円：平成23年度予算)

(検証結果)

保証業務において、保証基金の造成による基本財産の充実を図るため、国からの出資金を受け入れている。この出資金については、保証規模等を踏まえたものとなっているため実績等に
応じ減額となることもある。また、当基金は多額の累積欠損金を抱えている状況にあることから、財務内容の改善を図る一環として一般管理費の抑制等による収支改善に努めている。

・累積欠損額について

累積欠損額 5,201,374千円(平成22年度決算)

(検証結果)

当基金は、奄美群島内の中小零細事業者を対象に債務保証及び融資業務を行っており、累積欠損額は、自己査定結果及び引当基準に基づき適切に引当金を計上したこと等によるものである。この累積欠損額の早期解消が喫緊の課題であることから、審査の厳格化、期中管理の強化、一般管理費の抑制などによる財務内容の改善に努めているところである。これら取り組みを通じて、給与水準についても、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めるなど適切なものとなるよう努めている。

○講ずる措置

国家公務員より低い水準ではあるが、引き続き適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。

(旅費)

12百万円(15計画)→9百万円(17実績)
(対15計画Δ3百万円/Δ29.0%)

→ 7 百万円 (18実績)
 (対15計画△ 5 百万円 / △ 3 7 . 9 %)
 → 7 百万円 (19実績)
 (対15計画△ 5 百万円 / △ 3 8 . 0 %)
 → 9 百万円 (20実績)
 (対15計画△ 3 百万円 / △ 2 2 . 2 %)
 1 2 百万円 (20計画) → 8 百万円 (21実績)
 (対20計画△ 4 百万円 / △ 3 4 . 5 %)
 → 9 百万円 (22実績)
 (対20計画△ 3 百万円 / △ 2 8 . 5 %)
 → 5 百万円 (23実績)
 (対20計画△ 7 百万円 / △ 5 7 . 5 %)

- 支出管理担当者を総務企画課長と定め、毎月の役員会等に予算執行状況を報告し、協議を行っている。福利厚生費については、法令上必要な経費（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料、児童手当拠出金）以外は支出していない。
- 平成22年度給与水準の適正性について検証を行い、その結果を平成22事業年度業績報告書に記載のうえ、国土交通省独立行政法人評価委員会及び財務省独立行政法人評価委員会の評価を受けるとともに、ホームページ上で公表した。
 また、平成23年度給与水準（役員報酬額、ラスパイレス指数等）についても、ホームページ上で公表した（平成24年7月11日）。
- なお、地域の給与の比較については、当基金が組織運営を行っていくため中枢機能たる本部は奄美市に存在していることや、業務自体、金融や債権管理という法的な知識が必要ななど相当高度な知識が必要な面もあることも考慮すべき重要な事項である。

項 目		評定結果 (前回)	評定理由	意見
第二期中期計画	平成23年度計画			
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置				
<p>(1) 保証業務 奄美基金は、保証業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>① 事務処理の迅速化 審査の厳格化、経営支援等のサービスの充実に留意しつつ、利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理するため、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、中小企業信用情報データベースシステムの活用を行う。 標準処理期間 6日</p>	<p>(1) 保証業務 奄美基金は、保証業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>① 事務処理の迅速化 標準処理期間を6日に設定し、以下の措置を講じること等により事務処理を迅速化し、引き続きその期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査能力の向上を図るため、外部の専門機関等の研修プログラム等を活用した職員研修を行う。 関係金融機関と群島内事業者の業況等について随時情報交換を行う。 申込事業者の財務諸表分析等について中小企業信用情報データベースシステムを活用する。 	S (S)	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は、94.1%となっている。引き続き、スムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。 職員の審査能力の向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関の研修を行っている。(P2記載事項再掲) ○きんざい通信講座(平成23年7月～) 【1ヶ月コース】 ○テーマ:3級FP技能士・実技受験対策講座 ○受研者:業務課1名 【3ヶ月コース】 ○テーマ:3ヶ月マスター税務コース、よく分かる証券外務員一種・二種・内部管責任者試験対策講座、債権管理・回収実践対策講座(2名)、簿記マスター講座3ヶ月コース(2名)、新3級FP技能士・学科+実技受験対策講座(3名) ○受研者:業務課3名、管理課4名、出先事務所2名 【4ヶ月コース】 ○テーマ:不動産知識講座、2級FP技能士・学科+実技受験対策講座 ○受研者:業務課2名 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行っている。(51回) 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD協会の担当者による財務諸表データ活用についての研修を行っている。 	
<p>② 適切な保証条件の設定 保証料率をはじめとする保証条件について、業務運営に必要なコストを踏まえつつ、奄美基金の政策金融としての役割、保証リスク、新たな資金需要等を勘案した条件設定を行う。 また、台風常襲地帯である等の自然的特性を踏まえて設けられている激甚災害等保証については、上記に加え、近年の災害状況等も踏まえながら、条件設定を行う。</p>	<p>② 適切な保証条件の設定 適切な保証条件の設定を行うため、以下の施策に取り組む。 イ 保証限度額及び民間金融機関との適切なリスク分担の在り方等について検討を行う。</p> <p>ロ 信用保証協会等他の保証機関の保証料率、保証限度等の保証条件</p>	A (A)	<ul style="list-style-type: none"> 保証のカバー率の引き下げについては、平成19年11月に金融機関が代位弁済の一部を負担する「責任共有制度」を導入しており、民間金融機関との適切なリスク分担、モラルハザード防止等に資するものとして、平成23年度においても引き続き対応している。 国の緊急総合対策として全国の信用保証協会において導入された「セーフティネット保証」について、奄美群島地域にお 	

なお、保証条件については、定期的な点検を行いつつ、奄美群島における経済情勢、他の機関が行う保証制度の状況等を勘案し、適時適切な見直しを行う。

さらに、地方公共団体が設定する制度保証について、奄美群島の産業特性及び地域内事業者の状況を踏まえつつ、新たな産業育成に資する新規制度の創設及び既存制度の改善等について地方公共団体と定期的な会議を開催する等連携して取り組んでいく。

について、調査、資料の収集・整理等を行い、奄美基金の保証条件との比較検討を行う。

ハ 鹿児島県が主催する「中小企業融資制度研究会」等制度資金関係会議に出席し、鹿児島県が設定する制度保証について、新規制度の創設及び既存制度の改善等について協議を行う。

ニ 奄美基金において、商工会の経営指導員等を構成員とする保証業務関係者会議を開催し、保証条件、各地域の保証需要についての意見徴求を行う。

ホ 上記の結果を踏まえ、現在の保証条件の設定が適切なものであるかどうかの評価・点検チームで検討を行い、役員会に報告及び協議を行う等、必要に応じて保証条件の見直しを行う。

ける同制度の受付窓口を引き続き設置している。
 (受付窓口設置：平成20年9月24日)
 (平成22年度申込受付実績：162件 2,524百万円)
 (平成23年度申込受付実績：41件 664百万円)
 ※セーフティネット保証
 取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、業況の悪化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し金融円滑化を図るための保証制度。

●鹿児島県主催の「中小企業融資制度研究会」へ出席し、新規制度及び既存制度の見直し等について協議を行っている。
 ○開催日：平成23年8月25日
 ○出席者：鹿児島県内金融機関、信用保証協会、商工会議所連合会、商工会連合会、奄美基金等
 ○テーマ：県融資制度の運用及び課題にかかる意見交換

●奄美基金主催の「保証業務関係者会議」を開催し、既存の保証条件、地元の保証需要について、意見の聴取・交換等を行っている。
 ○開催回数：16回
 ○出席者：金融機関担当者、商工会担当者等
 ○テーマ：保証業務の概要、実績状況、保証制度の周知、基金に対する要望等

●以上の協議等を踏まえ、現在の保証条件の設定が適切であるかどうか内部で検討し、平成24年4月からの保証制度等の改善に活かしている。

①鹿児島県中小企業制度資金に係る緊急金融対策の期限延長・厳しい経済状況等を勘案して、次の措置を1年間延長(対象資金) 「中小企業振興資金」の運転設備資金、「小規模企業活力応援資金」
 (保証料引き下げ率) 0.05%～0.15%
 ※通常分からこの率をさらに引き下げ
 (取扱期限) 平成24年3月31日 → 平成25年3月31日

②「東日本大震災緊急対策資金」(鹿児島県保証制度)の取扱期間延長
 ・東日本大震災により経営に支障を来している中小企業者等を支援するために国において新設された「東日本大震災復興緊急保証」に対応した資金を創設し、東日本大震災に起因する事由により経営に大きな影響を受けた中小企業者等に対して資金供給の円滑化を図り、経営の安定化を支援する(平成23年6月21日創設)。
 (取扱期限) 平成24年3月31日 → 平成25年3月31日

●群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行っている。(51回)

項 目	評 定 結 果 (前 回)	評 定 理 由	意 見
第二期中期計画	平成23年度計画		
<p>(2) 融資業務 奄美基金は、融資業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>① 事務処理の迅速化 審査の厳格化、経営支援等のサービスの充実に留意しつつ、利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理するため、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、中小企業信用情報データベースシステムの活用を行う。 標準処理期間 9日</p>	<p>(2) 融資業務 奄美基金は、融資業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>① 事務処理の迅速化 標準処理期間を9日に設定し、以下の措置を講じること等により、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査能力の向上を図るため、外部の専門機関等の研修プログラム等を活用した職員研修を行う。 関係金融機関と群島内事業者の業況等について随時情報交換を行う。 申込事業者の財務諸表分析等について、中小企業信用情報データベースシステムを活用する。 	<p>S (S)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は、98.2%となっている。引き続きスムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。 職員の審査能力の向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関の研修を行っている。(P2記載事項再掲) ○きんざい通信講座(平成23年7月～) 【1ヶ月コース】 ○テーマ:3級FP技能士・実技受験対策講座 ○受研者:業務課1名 【3ヶ月コース】 ○テーマ:3ヶ月マスター税務コース、よく分かる証券外務員一種・二種・内部管責任者試験対策講座、債権管理・回収実践対策講座(2名)、簿記マスター講座3ヶ月コース(2名)、新3級FP技能士・学科+実技受験対策講座(3名) ○受研者:業務課3名、管理課4名、出先事務所2名 【4ヶ月コース】 ○テーマ:不動産知識講座、2級FP技能士・学科+実技受験対策講座 ○受研者:業務課2名 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行っている。(20回) 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD協会の担当者による財務諸表データ活用についての研修を行っている。 	
<p>② 適切な貸付条件の設定 奄美群島の産業特性を踏まえた貸付金利、償還方法等を定めているところであるが、既存メニューの利用状況や業務運営に必要なコストを踏まえつつ、奄美基金の政策金融としての役割、奄美群島の産業特性及び地域内事業者の資金需要、市中金利等を勘案した条件設定を行う。 なお、融資条件については、定期的な点検を行いつつ、奄美群島における経済情勢、他の機関が行う融資制度の状況等を勘案し、適時適切な見直しを行う。</p>	<p>② 適切な貸付条件の設定 適切な貸付条件の設定を行うため、以下の事項に取り組むこととする。</p> <p>イ 政府系金融機関等の融資機関の貸付利率、貸付限度等の貸付条件について、調査、資料の収集・整理等を行い奄美基金の制度との比較検討を行う。</p>	<p>A (A)</p> <ul style="list-style-type: none"> 奄美基金の貸付金利について、第一次産業は株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業)、第二次・三次産業は同公庫(国民生活事業)に準じて設定しているため、毎月、同公庫の金利情報入手し、適切な金利設定に努めている。 ※株式会社日本政策金融公庫は、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、国際協力銀行(国際金融等業務)が統合し、平成20年10月1日に設立。 奄美基金の収支状況を総体的に改善するため、引き続きリスク区分に応じた段階的な金利設定を行っている。 	

□ 奄美基金において、各市町村の産業関係者を構成員とする融資業務関係者会議を開催し、貸付条件、各地域の資金需要についての意見徴求を行う。

ハ 上記の結果を踏まえ、現在の貸付条件の設定が適切なものであるかどうか評価・点検チームで検討を行い、役員会に報告及び協議を行う等必要に応じて貸付条件の見直しを行う。

● 奄美基金主催の「融資業務関係者会議」を開催し、既存の融資条件、地元の融資需要について意見の聴取・交換等を行っている。

○開催回数：11回

○出席者：市町村担当者、金融機関担当者等

○テーマ：融資業務の概要、実績状況、制度及び手続き等の周知、基金に対する要望等

● 以上の対応等を含め、現在の融資制度、融資条件等の設定が適切であるかどうか内部で検討を行っている。

○基金の事業者のニーズを踏まえた融資メニューの活用及び融資条件等についての検討を行っている。

● なお、融資業務の適正な事業実施を図るため、対象となる個別融資先に対する事業完了報告に係る疎明資料の徴求、実地確認等事業完了確認事務の徹底を図っている。

項 目		評定結果 (前回)	評定理由	意見																																				
第二期中期計画	平成23年度計画																																							
<p>(3) 保証業務、融資業務共通事項</p> <p>① 利用者に対する情報提供 奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用して、業務概要、業務方法書や財務諸表等奄美基金に関する情報や事業経営の参考となる情報等を分かりやすく提供する。 これらの情報については、原則として、発表と同日中に窓口に備え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載するものとする。 また、地元市町村広報誌等を活用することにより情報提供の充実を図る。</p>	<p>(3) 保証業務、融資業務共通事項</p> <p>① 利用者に対する情報提供 利用者に対し、奄美基金の財務内容に関する情報や業務の紹介及び産業界等に関する情報等をわかりやすく提供するため、ホームページの構成、掲載事項等について見直しを行う。 また、窓口において提供する情報についても利用者の利便性を考慮し、充実を図る。 情報提供に当たっては、原則として、発表と同日中に、窓口に備え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載する。 また、新規情報については、地元市町村の広報誌等へ随時掲載を依頼する。</p>	<p>A (A)</p>	<p>●利用者や関係機関の利便性を踏まえ、各課との連携を密にすることにより提供情報の管理徹底を図るとともに、引き続き、本部及び出先事務所の窓口や応接室に業務概要、財務諸表等の資料を備え付けることにより、利用者や来客者に対し、分かりやすく情報を提供するように努めている。</p> <p>●貸付金利の変更については、適用日と同日に奄美基金のホームページへ掲載し、財務諸表等その他の情報については、窓口備え付けやホームページへの掲載等を発表と同日に行うよう努めている。 ○窓口ではすべて同日備え付けを行っている。また、ホームページへの同日掲載は95.1%となっている。</p> <p>●財務諸表、貸付金利等の新規情報については、ホームページへ掲載等しているところであるが、群島内事業者の奄美基金の利用促進を一層図るため、融資メニュー等について、地元市町村に対して広報・周知を依頼し、群島内12市町村のうち11市町村の広報誌に掲載されている。(22事業年度は9市町村)</p> <p>○広報誌掲載市町村名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>掲載月</th> <th>広報誌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奄美市</td> <td>3月号</td> <td>広報奄美市だより</td> </tr> <tr> <td>龍郷町</td> <td>2月号</td> <td>広報たつごう</td> </tr> <tr> <td>宇検村</td> <td>3月号</td> <td>広報うけん</td> </tr> <tr> <td>瀬戸内町</td> <td>3月号</td> <td>広報せとうち</td> </tr> <tr> <td>喜界町</td> <td>2月号</td> <td>広報きかい</td> </tr> <tr> <td>徳之島町</td> <td>3月号</td> <td>広報とくのしま</td> </tr> <tr> <td>天城町</td> <td>3月号</td> <td>広報あまぎ</td> </tr> <tr> <td>伊仙町</td> <td>3月号</td> <td>広報いせん</td> </tr> <tr> <td>和泊町</td> <td>2月号</td> <td>広報わどまり</td> </tr> <tr> <td>知名町</td> <td>2月号</td> <td>広報ちな</td> </tr> <tr> <td>与論町</td> <td>1月号</td> <td>広報よろん</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	掲載月	広報誌	奄美市	3月号	広報奄美市だより	龍郷町	2月号	広報たつごう	宇検村	3月号	広報うけん	瀬戸内町	3月号	広報せとうち	喜界町	2月号	広報きかい	徳之島町	3月号	広報とくのしま	天城町	3月号	広報あまぎ	伊仙町	3月号	広報いせん	和泊町	2月号	広報わどまり	知名町	2月号	広報ちな	与論町	1月号	広報よろん	
市町村	掲載月	広報誌																																						
奄美市	3月号	広報奄美市だより																																						
龍郷町	2月号	広報たつごう																																						
宇検村	3月号	広報うけん																																						
瀬戸内町	3月号	広報せとうち																																						
喜界町	2月号	広報きかい																																						
徳之島町	3月号	広報とくのしま																																						
天城町	3月号	広報あまぎ																																						
伊仙町	3月号	広報いせん																																						
和泊町	2月号	広報わどまり																																						
知名町	2月号	広報ちな																																						
与論町	1月号	広報よろん																																						
<p>② 利用者ニーズの把握及び業務への反映 資金需要等に関する利用者ニーズを把握するため、定期的なアンケート調査の実施(年4回実施)や奄美基金のホームページを活用した電子メールでの意見・質問受け等を行い、その結果を業務に反映させる。 また、地域の事業者を支援するため、地方公共団体、金融機関、商工会議所等との定期的な意見交換会の実施等、連携の強化を図るとともに、職員の資質向上、奄美群島や他地域の経済・金融の調査・分析を行う等、コンサルタント機能の充実等に努める。</p>	<p>② 利用者ニーズの把握及び業務への反映 資金需要等に関する利用者ニーズを把握するため、業況、経営課題、資金調達等を調査項目とする定期的なアンケート調査を4回実施し、その結果を業務に反映させるため、評価・点検チームで検討を行い、役員会に報告及び協議を行う。</p>	<p>A (A)</p>	<p>●利用者ニーズ等を把握するため、アンケートを4回実施している。 ○実施年月：23年6月、23年9月、23年12月、24年3月 調査先計：113件 ※寄せられた具体的な意見は次のとおり ・地場産業(観光、農業)への支援強化 ・無保証人融資制度の創設 ・借入金の増額対応(限度額引き上げ) ・追加融資への柔軟な対応 ・地域産業の掘り起こし等への積極的な対応 ・災害を受けた事業者に対する条件変更への積極的な対応 ・柔軟な金融対応(条件変更等) ・基金存続の希望</p>																																					

□ 奄美基金の業務内容の周知を一層図るとともに把握するための資金説明会や業種間交流促進等を踏まえた意見交換会を4回開催する。

ハ 地域の事業者を支援するため、引き続き地所共済、金融機関と連携し、定期的な意見交換会を実施し、奄美群島の産業・経済動向や事業者の現状等を把握するとともに、地域の経済・金融の調査・分析等の情報提供を行うとともに、事業者への適切なサポートを実施する。

・基金のHPの改良、Facebookの活用の検討
※上記アンケート結果については、23年度以降引き続き「評価・点検チーム」で協議・検討を行い適切な保証・融資条件の対応及び設定に繋げていくこととしている。
※また、必要に応じて個別対応を行うこととしている。

● ホームページ上で業務等に関する情報を公表するとともに意見を募集し、業務運営に反映させている。

● 奄美基金の業務内容の周知及び資金需要の詳細な把握に資するため、資金説明会等を実施している。

○ 開催回数：14回

○ 出席者：金融機関及び市町村担当者、事業者の方々等

○ テーマ：奄美基金業務の概要、保証及び融資制度の周知、利用にあたっての手続き等

● 平成23年9月（龍郷町）及び11月（奄美大島南部）に発生した豪雨災害において被災した事業者の方々に対する資金相談窓口を設置している。

● 奄美基金主催の保証業務関係者会議、融資業務関係者会議を通じ、地方公共団体、金融機関等との意見交換を実施している。

また、事業者団体への資金説明会を通じ、群島内産業、経済状況、資金需要の動向等の情報交換を直接行ったほか、事業者を選定して行う経営・再生支援を実施するとともに、奄美基金役員が講師となって、各地域の商工会・経営者団体等に対する事業者の経営改善に向けた研修会、地域の独立・起業を計画している方々に対する創業セミナーを実施した。この中で、更に必要性の高い事業者に対しては個別の経営指導、業務改善セミナーの実施等、事業者への総合的なサポートの強化に取り組んでいる。

○ 研修会等開催回数：11回

項 目		評 定 結 果 (前 回)	評 定 理 由	意 見																																																																							
第二期中期計画	平成23年度計画																																																																										
3. 予算、収支計画及び資金計画	3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画																																																																										
<p>(1) 財務内容の改善 財務の健全化を図るため、以下の内容を 含む収益改善・経費節減等に関する具 体的な計画を策定の上、累積欠損金の 解消に向け、当該計画を着実に実行す る。</p> <p>① 保証業務においては、十分な返済能 力が見込まれる者を対象に保証を行 うこととし、審査の厳格化、金融機 関との責任分担、期中管理の徹底、 求償権の回収に努め、奄美基金が保 証している債務に係るリスク管理債 権割合について、中期目標期間の最 後の事業年度において35%以下に抑 制することとし、着実に縮減を図る。</p>	<p>(1) 財務内容の改善</p> <p>① 保証業務について、以下の具体的 な取組みを含む「奄美群島振興開発 基金経営改善策」の実施を図り、求 償権回収率を6.7%以上に向上させ ること等により23年度末におけるリ スク管理債権の割合を37.1%以下に 抑制する。</p> <p>(具体的な取組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用情報データベースシ ステムを活用した客観的な審査 ・ 保証付き融資と金融機関独自融資 の併用促進による事業者の自立化支 援とリスクの分散 ・ 審査委員会の活用 ・ 保証先事業者の業績、事業環境、 経営課題等についての定期的なモニ タリング ・ 法的回収の強化と効果的な対応 ・ 融資実施金融機関との合同督促の 強化 ・ 督促計画の策定、督促リスト・手 法の改善、債権管理委員会の活用 ・ 責任共有制度によるリスクの分散 ・ 事業者に対する経営及び再生支援 の実施・フォローアップ 	<p>B (B)</p> <p>● 更なる債権管理体制の強化を図るため、引き続き債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等リスク管理債権の抑制に努めている。</p> <p>平成23年度における、リスク管理債権額は新規発生の増加(229百万円※→408百万円)があったものの、回収の増加(299百万円→443百万円)、さらに回収不能となった求償権の償却処理を92百万円実施した結果、3,707百万円と昨年度に比して127百万円、計画に比して348百万円の減少となっている。</p> <p>※22年度発生額は新規分229百万円のほか算定区分の基準変更により421百万円の増加。</p> <p>また、求償権の回収率は、不動産処分による回収が大幅に減少し、その他の回収方策も減少したことから、回収額が昨年度を下回った(178百万円→109百万円)こと等により4.3%となり、昨年度に比して1.6ポイント、対計画比で2.4ポイント下回った。リスク管理債権の割合については、昨年度に比して0.9ポイント下回ったものの、保証債務残高の伸び悩み等により計画に比して15.5ポイント上回る事となっている。</p> <p>【計画と実績との比較】</p> <table border="1"> <caption>(単位：百万円、%)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">20年度 実績(A)</th> <th colspan="2">21年度</th> <th colspan="2">22年度</th> <th colspan="2">23年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績(B)</th> <th>計画</th> <th>実績(C)</th> <th>計画(D)</th> <th>実績(E)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>4,632</td> <td>4,465</td> <td>3,880</td> <td>4,267</td> <td>3,834</td> <td>4,055</td> <td>3,707</td> </tr> <tr> <td>総残高(保証債務+求償権)</td> <td>9,914</td> <td>11,162</td> <td>8,083</td> <td>9,977</td> <td>7,168</td> <td>8,156</td> <td>7,052</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権割合</td> <td>46.7</td> <td>40.0</td> <td>48.0</td> <td>38.6</td> <td>53.5</td> <td>37.1</td> <td>52.6</td> </tr> <tr> <td>求償権回収率</td> <td>3.8</td> <td>5.3</td> <td>4.4</td> <td>5.8</td> <td>5.9</td> <td>6.7</td> <td>4.3</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対20実績 (E-A)</th> <th>対21実績 (E-B)</th> <th>対22実績 (E-C)</th> <th>対23計画 (E-D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>△ 925</td> <td>△ 173</td> <td>△ 127</td> <td>△ 348</td> </tr> <tr> <td>総残高(保証債務+求償権)</td> <td>△ 2,862</td> <td>△ 1,031</td> <td>△ 116</td> <td>△ 1,104</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権割合</td> <td>+ 5.9</td> <td>+ 4.6</td> <td>△ 0.9</td> <td>+ 15.5</td> </tr> <tr> <td>求償権回収率</td> <td>+ 0.5</td> <td>△ 0.1</td> <td>△ 1.6</td> <td>△ 2.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※リスク管理債権割合=リスク管理債権/(保証債務残高)+(求償権残高) ※リスク管理債権の対20年度実績費：△ 925百万円</p> <p>○ 保証業務の申込み全案件について、中小企業信用情報データベースシステムを活用している。 ○ 保証への依存を抑制するため、保証申込時において融資実施機関に対し、保証付以外の貸付金も促すことで金融機関</p>		20年度 実績(A)	21年度		22年度		23年度		計画	実績(B)	計画	実績(C)	計画(D)	実績(E)	リスク管理債権	4,632	4,465	3,880	4,267	3,834	4,055	3,707	総残高(保証債務+求償権)	9,914	11,162	8,083	9,977	7,168	8,156	7,052	リスク管理債権割合	46.7	40.0	48.0	38.6	53.5	37.1	52.6	求償権回収率	3.8	5.3	4.4	5.8	5.9	6.7	4.3		対20実績 (E-A)	対21実績 (E-B)	対22実績 (E-C)	対23計画 (E-D)	リスク管理債権	△ 925	△ 173	△ 127	△ 348	総残高(保証債務+求償権)	△ 2,862	△ 1,031	△ 116	△ 1,104	リスク管理債権割合	+ 5.9	+ 4.6	△ 0.9	+ 15.5	求償権回収率	+ 0.5	△ 0.1	△ 1.6	△ 2.4		
	20年度 実績(A)	21年度			22年度		23年度																																																																				
		計画	実績(B)	計画	実績(C)	計画(D)	実績(E)																																																																				
リスク管理債権	4,632	4,465	3,880	4,267	3,834	4,055	3,707																																																																				
総残高(保証債務+求償権)	9,914	11,162	8,083	9,977	7,168	8,156	7,052																																																																				
リスク管理債権割合	46.7	40.0	48.0	38.6	53.5	37.1	52.6																																																																				
求償権回収率	3.8	5.3	4.4	5.8	5.9	6.7	4.3																																																																				
	対20実績 (E-A)	対21実績 (E-B)	対22実績 (E-C)	対23計画 (E-D)																																																																							
リスク管理債権	△ 925	△ 173	△ 127	△ 348																																																																							
総残高(保証債務+求償権)	△ 2,862	△ 1,031	△ 116	△ 1,104																																																																							
リスク管理債権割合	+ 5.9	+ 4.6	△ 0.9	+ 15.5																																																																							
求償権回収率	+ 0.5	△ 0.1	△ 1.6	△ 2.4																																																																							

プロパー資金との併用促進（４．４％：保証実績１３５件中
 中６件）を行っている。（６件の保証付融資２３０百万円に併せ
 プロパー融資１０２百万円を実行している。）
 ○保証業務の申込み全案件について審査委員会で審議している。
 （１３５件）
 ○審査を行う際の留意事項の協議等を通じ、審査担当者で問題
 点を共有する等金融機関としての資質向上に努めている。
 ○大口利用先については決算書等財務諸表を徴求し業況等モニタ
 リングを実施している。（保証・融資共通で１０１件）
 ○平成２３年度の法的手続き件数は１４件である。
 ○融資実施機関との合同督促を実施している。（３１回）
 ○督促計画の策定にあたっては、自己査定結果を踏まえ、債
 務者区分に応じた効果的な督促業務に資するものとし、管理
 た、督促リストの活用並びに回収方針等について債権管理委員
 員会での協議を行っている。（債権管理委員会開催 保
 証・融資共通で９４回）
 ○金融機関との適切なリスク分担を図り、両者の連携による
 事業者への支援体制を強化する目的で、責任共有制度が全
 国の信用保証協会で実施されたことから、奄美基金におい
 てもこの改正状況を踏まえ平成１９年１１月に同制度の導
 入を行い、２３年度においても運用している。
 ○奄美基金を利用する事業者にかかる経営及び再生支援を行
 うため平成１９年６月１日に設置した「事業者再生支援委員
 会」を活用し、２０事業者に対して経営維持・安定、事業
 再生の支援に努めている。

項 目		評定結果 (前回)	評定理由	意見																																																																							
第二期中期計画	平成23年度計画																																																																										
<p>② 融資業務においても、十分な返済能力が見込まれる者を対象に貸付を行うこととし、審査の徹底、金融機関との責任分担、期中底、延滞債権の回収に努め、奄美基金が保有するリスク管理債権について、中期目標期間の最終年度において39%以下に抑制することとし、着実に縮減を図る。</p>	<p>② 融資業務についても、以下の具体的な取組みを含む「奄美群島振興開発基金経営改善策」の実施を図り、リスク管理債権回収率を9.0%以上に向上させること等により23年度末におけるリスク管理債権の割合を41.3%以下に抑制する。</p> <p>(具体的な取組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用情報データベースシステムを活用した客観的な審査 ・ 金融機関との協調融資の促進によるリスク分散 ・ 審査委員会の活用 ・ 融資先事業者の業績、事業環境、経営課題等についての定期的なモニタリング ・ 法的回収の強化と効果的な対応 ・ 共通債務者を持つ金融機関との連携督促 ・ 督促計画の策定、督促リスト・手法の改善、債権管理委員会の活用 ・ 事業者に対する経営及び再生支援の実施・フォローアップ 	B (B)	<p>● 更なる債権管理体制の強化を図るため、引き続き債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等リスク管理債権の抑制に努めている。</p> <p>平成23年度における、リスク管理債権額は新規発生の増加(150百万円※→580百万円)があったものの、回収の増加(396百万円→551百万円)、さらに回収不能となった貸付金の償却処理を151百万円実施した結果、3,632百万円と昨年度に比して122百万円、計画に比して254百万円の減少となっている。</p> <p>※22年度発生額は新規分150百万円のほか算定区分の基準変更により473百万円の増加。</p> <p>また、リスク管理債権の回収率は、不動産の処分による回収は減少したが、債務者の分割弁済、保証人等からの回収が増加したことから、回収額が昨年度を上回ったこと等により12.7%となり、昨年度に比して3.9ポイント、対計画比で3.7ポイント上回った。リスク管理債権の割合については、貸付残高の減少等により昨年度に比して2.5ポイント、計画に比して13.6ポイント上回っている。</p> <p>【計画と実績との比較】</p> <table border="1"> <caption>(単位:百万円、%)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">20年度 実績(A)</th> <th colspan="2">21年度</th> <th colspan="2">22年度</th> <th colspan="2">23年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績(B)</th> <th>計画</th> <th>実績(C)</th> <th>計画(D)</th> <th>実績(E)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>4,398</td> <td>4,225</td> <td>3,898</td> <td>4,056</td> <td>3,754</td> <td>3,886</td> <td>3,632</td> </tr> <tr> <td>貸付残高</td> <td>9,502</td> <td>9,787</td> <td>8,287</td> <td>9,527</td> <td>7,161</td> <td>8,673</td> <td>6,621</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権割合</td> <td>46.3</td> <td>43.2</td> <td>47.0</td> <td>42.3</td> <td>52.4</td> <td>41.3</td> <td>54.9</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権回収率</td> <td>7.3</td> <td>8.4</td> <td>8.1</td> <td>8.7</td> <td>8.8</td> <td>9.0</td> <td>12.7</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対20実績 (E-A)</th> <th>対21実績 (E-B)</th> <th>対22実績 (E-C)</th> <th>対23計画 (E-D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>△766</td> <td>△266</td> <td>△122</td> <td>△254</td> </tr> <tr> <td>貸付残高</td> <td>△2,881</td> <td>△1,666</td> <td>△540</td> <td>△2,052</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権割合</td> <td>+8.6</td> <td>+7.9</td> <td>+2.5</td> <td>+13.6</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権回収率</td> <td>+5.4</td> <td>+4.6</td> <td>+3.9</td> <td>+3.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※リスク管理債権割合=リスク管理債権÷貸付残高 ※リスク管理債権の対20年度実績費:△766百万円</p> <p>○ 融資業務の申込み全案件について、中小企業信用情報データベースシステムを活用している。</p> <p>○ 奄美基金の融資と金融機関プロパー融資との調整・協議の上、協調融資(3.6%、貸付実績111件中4件)を実行している。(4件の奄美基金融資200百万円に併せプロパー融資380百万円を実行している。)</p> <p>○ 融資業務の申込み全案件について審査委員会で審議している。(111件)</p> <p>○ 審査を行う際の留意事項の協議等を通じ、審査担当で問題点を共有する等金融機関としての資質向上に努めている。</p> <p>○ 大口利用先については決算書等財務諸表を徴求し業況等モニタリングを実施している。(保証・融資共通で1001</p>		20年度 実績(A)	21年度		22年度		23年度		計画	実績(B)	計画	実績(C)	計画(D)	実績(E)	リスク管理債権	4,398	4,225	3,898	4,056	3,754	3,886	3,632	貸付残高	9,502	9,787	8,287	9,527	7,161	8,673	6,621	リスク管理債権割合	46.3	43.2	47.0	42.3	52.4	41.3	54.9	リスク管理債権回収率	7.3	8.4	8.1	8.7	8.8	9.0	12.7		対20実績 (E-A)	対21実績 (E-B)	対22実績 (E-C)	対23計画 (E-D)	リスク管理債権	△766	△266	△122	△254	貸付残高	△2,881	△1,666	△540	△2,052	リスク管理債権割合	+8.6	+7.9	+2.5	+13.6	リスク管理債権回収率	+5.4	+4.6	+3.9	+3.7	
	20年度 実績(A)	21年度				22年度		23年度																																																																			
		計画	実績(B)	計画	実績(C)	計画(D)	実績(E)																																																																				
リスク管理債権	4,398	4,225	3,898	4,056	3,754	3,886	3,632																																																																				
貸付残高	9,502	9,787	8,287	9,527	7,161	8,673	6,621																																																																				
リスク管理債権割合	46.3	43.2	47.0	42.3	52.4	41.3	54.9																																																																				
リスク管理債権回収率	7.3	8.4	8.1	8.7	8.8	9.0	12.7																																																																				
	対20実績 (E-A)	対21実績 (E-B)	対22実績 (E-C)	対23計画 (E-D)																																																																							
リスク管理債権	△766	△266	△122	△254																																																																							
貸付残高	△2,881	△1,666	△540	△2,052																																																																							
リスク管理債権割合	+8.6	+7.9	+2.5	+13.6																																																																							
リスク管理債権回収率	+5.4	+4.6	+3.9	+3.7																																																																							

(単位：百万円)

	独法化時点 (H16/10/1)	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末
繰越欠損金	4,989	4,958	4,934	4,917	4,886	5,038
対前年度 増減額	(実績) (-)	(Δ31)	(Δ24)	(Δ18)	(Δ30)	(+152)
	(計画)	(Δ43)	(Δ82)	(Δ65)	(Δ85)	(Δ43)

	21年度末	22年度末	23年度末
繰越欠損金	5,055	5,201	5,766
対前年度 増減額	(実績) (+17)	(+146)	(+565)
	(計画)	(Δ38)	(Δ28)

③ この他、余裕金の運用については、リスク面には十分注意しながら、最も収益性が見込まれる手法による運用に努める。

③ この他、保証業務における資金運用については、国債等による運用も含め、リスク面には十分配慮しながら、最も収益性が見込まれる手法による運用に努める。

A
(A)

●収益性を勘案し、国債、地方債による運用を行っている。
○購入金額：1,400百万円(国債：1,400百万円)
○国債等保有残高：2,384万円(平成22年度末比で401百万円の増加)

【平均残高等の比較】

(単位：百万円、%)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
平均残高	600	766	1,002	1,439	1,484
運用益	3	10	13	19	20
運用利回り	1.22	1.31	1.26	1.35	1.36

	21年度	22年度 (A)	23年度 (B)	(B-A)
平均残高	1,587	1,717	2,058	+341
運用益	20	21	24	+3
運用利回り	1.27	1.22	1.16	Δ0.06

(参考)

平成23年度は、平成22年度に引き続き融資業務においても収益性を勘案し、国債(短期)による運用を行っている。

- ・購入金額：4,199百万円
- ・国債保有残高：500百万円※年度末
(平均残高：991百万円、運用益：1百万円、運用利回り：0.10%)

(2) 予算
別表1のとおり(略)

(2) 予算
別表1のとおり(略)

C
(B)

●予算及び収支計画については、純利益が引当金繰入の増加等により予算どおり達成できず損失となっている。
(純利益 予算28,360千円、決算Δ565,618千円)

(3) 収支計画
別表2のとおり(略)

(3) 収支計画
別表2のとおり(略)

●資金計画の実績は別添のとおり適正に執行している。

(4) 資金計画
別表3のとおり(略)

(4) 資金計画
別表3のとおり(略)

4. 短期借入金の限度額 4億円	4. 短期借入金の限度額 4億円	A (A)	平成23年度においては、適切な支出管理を行うことなどにより資金繰りの安定に努めたことから、短期借入を行うことなく、効率的な業務運営を図っている。
5. 重要な財産の譲渡等の計画 該当なし	5. 重要な財産の譲渡等の計画 該当なし	—	平成23年度は該当なし。 なお、奄美基金における重要な財産は、本部事務所に係る土地及び建物のみであり、業務の実施に必要な不可欠かつ必要最小限のものである。また、利用頻度の低い施設や不要な施設等は保有していない。
6. 剰余金の使途 該当なし	6. 剰余金の使途 該当なし	—	平成23年度は該当なし。
7. 施設及び設備に関する計画 該当なし	7. 施設及び設備に関する計画 該当なし	—	平成23年度は該当なし。
8. 人事に関する計画 職員のインセンティブを確保し、組織の活性化を図るため、目標の管理や評価基準の明確化などにより、個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を給与・特別手当に反映させるとともに、職員の能力、資質に応じた適正な人事配置を行う。 (参考1) 期初の常勤職員数 21名 期末の常勤職員数見込み 20名 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 814百万円	8. 人事に関する計画 下記の方策を引き続き行う。 (1) 年度計画を踏まえた各課における業務の年度計画及び達成に向けた個別職員にかかる目標項目を設定し、この実施状況と職員の取組状況を勘案した人事考課を行う。 (2) 上記結果を受け、給与、特別手当等に反映させることにより職員のインセンティブの確保を図る。 (3) 年度計画の達成状況を踏まえ、業務実施体制及び職員の能力、資質等を反映した人員配置を行う。	A (A)	● 定例的に年度計画と実績状況を役職員で共有し、組織全体での目標管理を行っている。また、職員の評価にあたっては、具体的な目標項目を設定し、実績評価にあたっては、当事者意見、各課長の評価、役員の評価等段階的かつ詳細な評価体制で実施している。 ● 個々の職員の勤務成績を給与等へ反映するとともに、職員能力に応じた人事配置を実施している。 ● 職員能力に応じた人事配置については実施しているところであるが、現在、23年度の計画達成状況を踏まえ、更なる審査及び債権管理体制の強化及び内部統制の強化を図るため、組織体制及び人員配置の見直しの検討を行っている。

<記入要領>・項目毎の「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」の欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

平成23年度業務実績評価調書：独立行政法人奄美群島振興開発基金

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：14項目）

SS	0項目	
S	3項目	
A	8項目	
B	2項目	
C	1項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下、「奄美基金」という。）は、奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的としている。

これら目的を達成するため、奄美基金は、引き続き保証・融資及び債権管理等の業務を実施している。

評価項目ごとにみると、評点Sになっている項目では、一般管理費の削減について、昨年度と同様に計画以上の実績となっているほか、保証・融資業務に係る事務処理の迅速化も計画以上の実績を達成しており、優れた実施状況にあると認められる。

次に評点Aとなっている項目では、業務運営体制の効率化に向け、債権管理体制の強化、職員研修の実施及び評価・点検チームによる業務見直し等が引き続き行われている。また、コンプライアンス体制の充実や理事長を主体とした業務プロセスの見直し等の業務運営が図られており、内部統制の確立に向けた取り組み及び監事による適切な監査が着実に実施されている。そのほか、適切な保証・融資条件の設定、利用者への情報提供・ニーズの把握及び事業者への総合的なサポート等については、昨年度と同様着実な実施状況にある。

次に評点Bとなっている項目では、保証及び融資業務いずれもリスク管理債権額が昨年度より減少しており、保証業務においてはリスク管理債権割合が昨年度よりも改善、融資業務においては回収率が計画を達成するなどの状況となっているが、両業務とも、リスク管理債権割合が引き続き計画未達成となっており、依然として高い割合でのリスク管理債権を抱える結果となっている。

また、評点Cとなっている予算・収支等の項目については、リスク管理債権額の削減、一般管理費の削減等による財務の健全化に努めてはいるものの、保証・融資両業務とも引当金繰入による費用が増加したため、昨年度より損失額が増加しており、計画未達成の状況となっている。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

業務運営の効率化については、期中管理の徹底等を含む債権管理体制の強化等に取り組むとともに、一般管理費(人件費を含む)の削減も計画を大きく上回る実績を達成している。

給与の適正化については、奄美基金が多額の累積欠損金を抱えていることを踏まえながらも、政策金融業務という高い専門性及び公正性が求められる業務であること等も考慮して適切な水準を維持していく必要がある。また、職員数が19名の小規模な組織において、限られた人材を活用していくためには、引き続き職員の能力向上を図るとともに、効果的な人事考課の実施、活用等により職員のモラルの維持・向上に努めていく必要がある。

保証・融資両業務の事務処理の迅速化については、標準処理期間内での処理が9割を超え、計画を大幅に上回っていることは認められるが、評価指標自体が現状において適正な指標といえるのか検証すべきである。

保証・融資実績はここ数年増加傾向にあり、平成23年度も前年度に比し増加している。保証及び融資残高は、昨今の経済状況の影響を受けて共に減少傾向にあったが、保証残高については増加に転じている。奄美基金は唯一奄美群島内に存在する政策金融機関として引き続き郡島民のニーズを的確に把握しながら適切な業務運営を行っていく必要がある。

損益予算面では、引当金の増加等により、昨年度より損失額が増加している。引当金の積増し自体は、資金収支を悪化させるものではなく、担保評価の厳格化に伴う一過性の措置であって、むしろ、赤字要因を将来へ持ち越さない、建設的、意欲的な取り組みとの評価もありえる。

しかしながら、奄美基金は、多額の累積欠損金を抱えており、財務の健全化に向け、より一層の啓発・宣伝活動を行いながら、他の民間金融機関等との協調体制の強化及び融資先への経営アドバイス等を含めたコンサルタント的役割の充実など業務収入の向上、債権の質の維持・向上による貸倒関連費用の低減等の対応を行っていく必要がある。

リスク管理債権割合については、リスク債権額自体が減少する一方、保証・融資残高(※)が、リスク管理債権の減少割合を超えて減少しているため、高い割合となっている。リスク管理債権割合を抑制するため、長期貸付金の割合の向上及びセミナーを通じた新規融資先等の開拓など、保証・融資残高を増加させる取り組みを引き続き進めていく必要がある。

また、財務内容の評価に当たっては、リスク管理債権額自体の増減を指標として含めることやリスク管理債権割合の算出の考え方についても検討すべきである。(※ここでは、保証残高に求償権を含む。)

次期中期目標の設定に当たっては、奄美基金の存在意義である奄美群島地域の経済発展等を尺度とした指標を加えることを検討していくべきである。

(その他)

・国においては金融円滑化法や中小企業向けのセーフティネット保証の実施が措置されている。

これらについて奄美基金においては、引き続き、セーフティネット保証の群島内利用者からの申請受付窓口となって鹿児島県信用保証協会への進達等を行うとともに円滑化法の対応等についても既設置の窓口において積極的な相談受付・支援等の実施に努めており、群島民へのサービスが低下しないよう適切な対応を行っている。

・地域の事業者に対して基金役員が経営改善等について研修会を実施するなど、地域金融機関としてのコンサルタント的役割を発揮しつつあるが、これらの実績等を踏まえ、さらに奄美基金の融資先等に対して個別に経営アドバイス等を実施することで、経営内容の改善を促進し、基金自体の債権の健全化に結びつけることが重要である。

<p style="text-align: center;">総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階)</p> <p style="text-align: center;">A</p>	<p>(評定理由)</p> <p>奄美基金は、唯一奄美に存在する政策金融機関として、その制度趣旨に合致した業務運営が引き続き行われていると認められる。</p> <p>また、一般管理費の削減や債権管理体制の強化及び評価・点検チームによる業務見直し等による業務運営の効率化並びに事務処理の迅速化等によるサービスの向上等に向けた取り組みを実施していることは高く評価される。</p> <p>一方で、リスク管理債権の質の維持・向上及び累積欠損金の低減・解消については、財務の健全化に向けた取り組みを更に進め、一層の改善を図る必要がある。</p> <p>以上、総合勘案するに、年度計画については順調に達成していると認め、上記評定とするに至ったものである。</p> <p>なお、現下の経済状況は引き続き厳しい状況ではあるものの、今後とも、奄美群島における奄美基金の果たすべき役割を再認識し、利用者ニーズの更なる発掘に努める等、引き続き奄美群島内の均衡ある自立的発展に向けた取り組みを行っていく必要がある。</p>
---	---

	実績	評価
1 政府方針等		
○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。	○ これまで取り組んでいる、理事長以下を構成員とする審査委員会の実施、中小企業情報データベースの活用等による審査の厳格化、事業者に対するモニタリング強化を通じた経営・再生支援措置の強化及び督促体制の合理化、法的回収の効率的な推進等、管理・回収の徹底に加え、コンサルタントの役割を強化し、地元行政、商工団体、金融機関等と連携し群島の産業活性化のサポートを図りながら、当基金利用者の信用リスクの改善、利用機会の増加を促すことで収支の改善・財務内容の健全化に努めることとしている。	○ 「22年度から実施」とされている「財務内容の健全化」へ向けての取り組みは実施されていると認められるが、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている。今後は、当基金の果たすべき役割、奄美群島内事業者の実情等に十分留意しつつ、更なる管理・回収の強化を講じるとともに、引き続き従来の取り組みを加速し、財務の健全化を実現する必要がある。
○ 政独委が国土交通大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。	○ 該当なし。	—
○ 公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえた見直し。	○ 業務の遂行のために真に必要なもの以外の公益法人等への会費の支出は行っていない。 ○ 真に必要があつて会費の支出を行う場合であっても、必要最低限のものとし、支出する額がそれにより得られる便益に見合っているかについて精査を行っている。 (参考)平成23年度においては、2件の支出あり。(いずれも100千円未満)	○ 精査を行った上での業務の遂行のために真に必要かつ最低限の支出であり、問題は認められない。
2 財務状況		
(1)当期総利益(又は当期総損失)		
○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。	○ 平成23年度の決算状況については、費用面において、地域内経済状況の低迷等による事業者の経営内容悪化の影響を受けたこと及び自己査定における担保評価の厳格な見直し等を実施したことで、引当金が大きく増加するに至った。一方、収益面では貸付残高の減少を受け、貸付金利息等の収入も減少したことから総体的には565百万円の当期総損失計上となっている。 【業務実績報告書「3.(1)財務内容の改善」参照】	○ 当期総損失の発生要因は、引当金繰入の増加が要因であり、これらは事業者の経営内容悪化及び自己査定における厳格な担保評価の見直し等の実施によるものである。収支改善等への取り組みにおいては、審査の厳格化、期中管理の徹底、事業者に対する経営・再生支援措置などによるリスク管理債権の削減及び一般管理費の削減に努めているところであり法人の業務運営については特に問題はない。
(2)利益剰余金(又は繰越欠損金)		
○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。	○ 該当なし。	—
○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。	○ 平成23年度末における繰越欠損金額は5,766百万円となっており、リスク管理債権の削減等に努めたものの引当金の繰入増等から、昨年度に比して565百万円の増加となっている。繰越欠損金は、その多くが、独立行政法人化に伴い、民間金融機関と同等の自己査定及び引当基準に基づく適切な引当金の計上等により生じたもので、審査の厳格化、期中管理の徹底等によるリスク管理債権の削減及び一般管理費の削減等によりその削減に努めているところである。 【業務実績報告書「3.(1)財務内容の改善」参照】 ○ 独立行政法人制度へ移行した平成16年度より、「経営改善策」を策定し収支改善に向けた取り組みを実施し、毎年度の年度計画の実績と併せて報告を行っているが、今後は、繰越欠損金の具体的な解消計画の策定を行うこととしている。	○ 行政刷新会議における議論を踏まえた「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「具体的な繰越欠損金の解消に向けた計画を定める。」とされており、今後、組織・業務の見直しを進めていくことに併せ、計画策定を行う必要がある。
(3)運営費交付金債務		
○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかになっているか。	○ 該当なし。	—
○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。	○ 該当なし。	—
3 保有資産の管理・運用等		
(1)保有資産全般の見直し		
ア 実物資産		
○ 職員宿舎について、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)で示された方針等を踏まえた見直し。	○ 宿舎は、事務・事業を円滑に実施する上で真に必要なものに限定し、主として福利厚生(生活支援)の目的での使用は行っていない。	○ 宿舎は事務・事業を円滑に実施する上で真に必要なものに限定しており、問題は認められない。
○ 基本方針において既に個別に措置を講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等における、ⅰ)利用実態の把握状況、ⅱ)利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況。(未利用又は利用の程度が低い資産関係)	○ 奄美基金における重要な財産は、本部事務所に係る土地及び建物のみであり、業務の実施に必要な不可欠かつ必要最小限のものである。また、利用頻度の低い施設や不要な施設等は保有していない。 【業務実績報告書「5.重要な財産の譲渡等の計画」参照】	○ 奄美基金における実物資産は、業務の実施に必要な不可欠かつ必要最小限のものであり、問題は認められない。

	実績	評価
イ 金融資産		
○ いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況。 i) 運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの。 ii) 当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの。	○ 該当なし。	—
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況。	○ 該当なし。	—
○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等。	○ 該当なし。	—
(2) 資産の運用・管理		
ア 実物資産		
○ 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性。	○ 奄美基金における重要な財産は、本部事務所に係る土地及び建物のみであり、業務の実施に必要不可欠かつ必要最小限のものである。また、利用頻度の低い施設や不要な施設等は保有していない。 【業務実績報告書「5.重要な財産の譲渡等の計画」参照】	○ 奄美基金における実物資産は、業務の実施に必要不可欠かつ必要最小限のものであり、問題は認められない。
○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組。		
イ 金融資産		
a) 資金の運用		
○ 事業用金融資産の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況。	○ 余裕金の運用については、第二期中期計画に基づいて、リスク面には十分注意しながら、最も収益性が見込まれる手法による運用に努めている。 ○ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第47条の規定に基づいた運用を行っている。 ○ 資金運用の委託は行っていない。	○ 第二期中期計画及び独立行政法人通則法に基づいた資金の運用を行っており、問題は認められない。
○ 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況。	○ 該当なし。	—
○ 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況。	○ 該当なし。	—
b) 債権の管理等		
○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性。	○ 債務者区分に応じた管理・回収策を立案し、リスク管理債権の抑制に努めている。 【業務実績報告書「3.(1)財務内容の改善」参照】	○ 回収計画は策定されており、問題は認められない。
○ 回収計画の実施状況。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。	○ 業務課・管理課において、回収計画の立案、督促等の実行、結果のフォロー等債権管理サイクルを確実に実行するとともに、情報の共有、回収方策の多方面からの検討及び回収実績の向上を図る観点から債権管理委員会で定期的な協議を行っている。 【業務実績報告書「1.(1)業務運営体制の効率化」参照】	○ 要因分析及び回収計画の見直しの必要性等の検討は行われており、問題は認められない。
○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。		
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況。	○ 該当なし。	—
○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組。	○ 該当なし。	—

	実績	評価														
4 人件費管理																
(1) 総人件費																
<p>○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。</p>	<p>○ 総人件費改革への取組状況については、18年度以降、以下の措置を講じたことにより、年度計画(対平成17年度比で6%以上に相当する額を削減)を大幅に上回る14.6%の削減を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の新規採用見送り ・本部職員の特勤手当の段階的引き下げ(廃止) ※17年度:9%→18年度:6%→19年度:3%→20年度:廃止 ・定期昇給の抑制 ・管理職手当の削減 ・国家公務員に準じた給与改定の実施 <p>(総人件費改革の取組状況) ※()は平成17年度に対する削減率</p> <table border="1"> <tr> <td>17年度(基準年度)</td> <td>152百万円</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>151百万円(△0.7%)</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>140百万円(△8.0%)</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>131百万円(△13.6%)</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>125百万円(△17.9%)</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>122百万円(△19.5%)</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>130百万円(△14.6%)</td> </tr> </table> <p>【業務実績報告書「1.(2)一般管理費の削減」参照】</p> <p>※引き続き、国家公務員の給与改定等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図ることとしている。 なお、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した措置を平成24年4月から実施している。</p>	17年度(基準年度)	152百万円	18年度	151百万円(△0.7%)	19年度	140百万円(△8.0%)	20年度	131百万円(△13.6%)	21年度	125百万円(△17.9%)	22年度	122百万円(△19.5%)	23年度	130百万円(△14.6%)	<p>○ 人件費の削減については、計画を上回る実績となっていることから、人件費管理は適切に行われており、問題は認められない。</p>
17年度(基準年度)	152百万円															
18年度	151百万円(△0.7%)															
19年度	140百万円(△8.0%)															
20年度	131百万円(△13.6%)															
21年度	125百万円(△17.9%)															
22年度	122百万円(△19.5%)															
23年度	130百万円(△14.6%)															
(2) その他																
<p>○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。</p>	<p>○ 福利厚生費については、法令上必要な経費(健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料、児童手当拠出金)以外は支出していない。</p> <p>【業務実績報告書「1.(2)一般管理費の削減」参照】</p>	<p>○ 福利厚生費については、法令上必要な支出のみであり、問題は認められない。</p>														
5 契約																
(1) 契約に係る規程類、体制																
<p>○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。</p>	<p>○ 契約制度については、「経理規程」、「契約事務取扱細則」及び「契約公表基準」において、契約方式、契約事務手続、公表事項等、国の基準に準じたものとなるよう定めている。</p> <p>○ これまでは企画競争・公募を行った実績はあったが、当基金の事業内容、規模等から総合評価方式に適した案件がなかったため、要領、マニュアル等は未整備となっていたが、今後、このような契約に適した契約案件が生じる場合に備えて、平成22年10月1日付で「入札に係る総合評価方式の運用マニュアル」を制定している。また、同様に契約の再委託の例もないことから、契約書のひな型や内部規程等において措置条項は特に定めていなかったが、今後、このような調達案件が生じる場合に備えて、平成22年10月1日付で「再委託の適正化を図るための運用基準」を制定している。</p> <p>【業務実績報告書「1.(1)業務運営体制の効率化」参照】</p>	<p>○ 国の基準に準じた改正が行われており、運用についても問題は認められない。</p>														
<p>○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。</p>	<p>○ 平成23年度における一般競争、指名競争の実績は一般競争が1件(16.7%)、4,725千円(34.8%)あり、少額随意契約(「会計法」及び「予算決算及び会計令」に準拠)以外の契約状況については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約:4件(66.6%)、3,867千円(28.5%) (22年度:4件(80.0%)、3,879千円(39.7%)) ※財務諸表の官報公告など供給を行うことが可能な業者がある場合等であり、一般競争に付することが困難であるため。(経理規程第18条第1号の規定に基づいて実施。) ・企画競争・公募:1件(16.7%)、4,988千円(36.7%) (22年度:1件(20.0%)、5,880千円(60.3%)) ※監査契約であり、独立行政法人通則法の定めにより、会計監査人を主務大臣が選任することとなっている。 ※奄美基金役員2名(理事、総務企画課長)、外部審査委員1名(弁護士)からなる会計監査人候補者選定委員会において、スコアリング表により審査を実施するとともに監事の同意を得て主務大臣に候補者名簿を提出している。なお、主務大臣より選任した旨の通知が到着後、ホームページ上で応募者の審査結果、選考基準を公表している。 <p>となっており、随意契約によることやむを得ない契約のみである。なお、契約事務の執行体制や平成23年度の随意契約4件及び企画競争・公募1件について監査が行われ、随意契約について、真にやむを得ないものであると認められたこと等から、平成23事業年度に係る監事監査報告書及び会計監査人の監査報告書において、特に指摘等はなされていない。</p> <p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、奄美基金監事1名、外部有識者2名(税理士、司法書士)からなる契約監視委員会を平成21年12月10日に設置している。なお、平成24年6月11日に第3回契約監視委員会を開催し、平成23年度に締結した競争性のない随意契約及び一般競争入札等を実施した契約について点検を行い、指摘はなされていない。</p> <p>【業務実績報告書「1.(1)業務運営体制の効率化」参照】</p>	<p>○ 競争性のない随意契約は、財務諸表の官報公告印刷に関する契約等であり、契約先が一に限定されているもので、随意契約によることが真にやむを得ないものであり、監事による監査及び契約監視委員会による点検を受けており、問題は認められない。</p>														

	実績	評価
(2) 随意契約見直し計画		
<p>○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。</p>	<p>○ 奄美基金では、平成22年6月作成の「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、売買、貸借、請負その他契約をなす場合において競争性及び透明性を確保するものとし、随意契約の適正化に努めているところである。平成20年度において企画競争を実施した結果、一者応募となっているものについて、応募者数を増やし実質的な競争性を確保するため、引き続き以下のとおり改善方策を進めている。</p> <p>・公告期間 公告は、奄美基金のホームページ上で企画書の公募を行うこととし、期間は2週間としていたが、3週間に延長するなどの制度改正を行ったうえで平成21年度に公告を実施したところ4者から応募があり、更に平成22年度においては5者、平成23年度には7者の応募があった。 (随意契約等見直し計画の実施・進捗状況)</p> <p>・見直し計画 競争性のある契約：1件(20.0%)、8,400千円(66.9%) 競争性のない随意契約：4件(80.0%)、4,154千円(33.1%) ↓</p> <p>・平成23年度実績 競争性のある契約：2件(33.4%)、9,713千円(71.5%) 競争性のない随意契約：4件(66.6%)、3,867千円(28.5%)</p> <p>【業務実績報告書「1.(1)業務運営体制の効率化」参照】</p>	<p>○ 競争性のない随意契約額、割合がともに減少していること及び平成20年度において一者応札であった案件についても引き続き複数者の応募があったことから「随意契約等見直し計画」は達成されており、問題は認められない。</p>
(3) 個々の契約		
<p>○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。</p>	<p>○ 奄美基金では、平成22年6月作成の「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、売買、貸借、請負その他契約をなす場合において競争性及び透明性を確保するものとし、随意契約の適正化に努めているところである。平成20年度において企画競争を実施した結果、一者応募となっているものについて、応募者数を増やし実質的な競争性を確保するため、引き続き以下のとおり改善方策を進めている。</p> <p>・公告期間 公告は、奄美基金のホームページ上で企画書の公募を行うこととし、期間は2週間としていたが、3週間に延長するなどの制度改正を行ったうえで平成21年度に公告を実施したところ4者から応募があり、更に平成22年度においては5者、平成23年度には7者の応募があった。</p> <p>○ 奄美基金ホームページに契約に係る情報を公表し、透明性の確保に努めている。</p> <p>・平成23年度に締結した「競争性のない随意契約」に係る情報：平成24年6月5日 ・第3回契約監視委員会の議事要旨：平成24年6月13日</p> <p>【業務実績報告書「1.(1)業務運営体制の効率化」参照】</p>	<p>○ 契約の競争性・透明性の確保についての取り組みは実施されており、問題は認められない。</p>
6 内部統制		
<p>○ 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組。監事監査結果への対応。内部統制の充実・強化に関する法人・監事の積極的な取組。</p>	<p>○ 定期的に開催される定例会等において、年度計画とその実施状況について役員での協議を行い情報の共有に努めるとともに、業務の適切な実施に必要な事項について、随時、指示を行っている。</p> <p>○ 役員会において、業務随行にあたっての重要事項の協議を行い、リスク・問題点の把握・対応を行っている。また、定例会における協議も併せ、これら会議の中で、保証・融資実績、求償債権回収実績、延滞貸付金回収実績、延滞債権の状況及び収支の実績等の計画対比での分析・検討を行い対応策協議(取組方法の改善、人員配置等)を実施している。</p> <p>○ 監事は、「内部統制に関する事項」、「契約に関する事項」等を含む業務運営状況及び理事長の内部統制の整備・運用状況を含めた役員の職務執行状況等について、役員会での意見交換等も通じ、監査を適切に行っており、この結果、監事監査報告書における指摘等は特になされていない。</p> <p>○ 実効ある業務実施体制の構築を図るため、「コンプライアンス委員会」での協議を実施している(開催回数5回)ほか、コンプライアンス関係規程及びマニュアルの改正を行い(平成24年2月)、コンプライアンス体制の強化に努めている。</p> <p>また、内部検査規程に基づき、出先事務所等に対する内部検査(平成24年2月)を実施している。</p> <p>○ 業務プロセスの改善等について、理事長主導により内部研修を行い事務改善、具体的手法の見直し及び計画達成に向けての取組を実施している。</p> <p>更に、24年度から開始する事務体制の全般的な見直し(事務フローの整理、マッピング、事務リスク管理等)及び内部統制確立・強化のための協議等を実施している。</p> <p>なお、引き続き、全職員に対し定期的にニュースレターを配布し、連絡事項の周知徹底及び業務改善、コンプライアンス等の啓発に努めている。</p> <p>【業務実績報告書「1.(1)業務運営体制の効率化」参照】</p>	<p>○ 内部統制の充実・強化に向けた取り組みは実施されており、問題は認められない。</p>
7 関連法人		
<p>○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性。</p>	<p>○ 該当なし。</p>	<p>—</p>
<p>○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性。</p>	<p>○ 該当なし。</p>	<p>—</p>

	実績	評価
8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然災害等に関するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくものほか、法人独自の取組。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然災害等に関するリスクへ対応するため、平成20年10月31日にBCP(事業継続計画)を策定している。(※平成23年10月1日に一部改訂) ○ 平成23年9月(龍郷町)及び11月(奄美大島南部)に発生した豪雨災害において被災した事業者の方々に対して、資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等についての相談に対応するため、相談窓口を設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然災害等に関するリスクへの対応は講じられおり、問題は認められない。